

大津市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 議事録

1. 会議の名称 令和5年度第5回大津市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2. 開催日時 令和6年1月23日(火) 午後1時30分から午後2時35分まで
3. 場 所 本館4階 第3委員会室
4. 出席者 8名(11名中)
江隅委員、川端(一平)委員、奥村委員、川端(美保子)委員、酒井委員、仲野委員、福本委員、村田委員
5. 欠席者 3名(11名中)
大野委員、八田委員、浜本委員
6. 傍聴者 1名
7. 事務局 (20名)
小野健康保険部長、松邨健康保険部次長、西本長寿政策課長、川端長寿政策課課長補佐、大伴長寿政策課係長、杉本長寿政策課係長、土蔵長寿政策課地域包括ケア推進室次長、酒井長寿政策課地域包括ケア推進室副参事、古川介護保険課長、野田介護保険課課長補佐、佐々江介護保険課副参事、星田介護保険課主幹、池西介護保険課係長、白川長寿施設課長、白井長寿施設課課長補佐、中村長寿施設課副参事、石居長寿施設課係長、井上介護人材確保対策室長、荒木地域医療政策課長、高田地域医療政策課副参事
8. 議 事 (1) パブリックコメントの結果報告について
(2) 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画最終案の検討、承認について

9. 会議結果（要旨）

（1）パブリックコメントの結果報告について

- ・資料 1「第 9 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)に対する意見内容と市の考え方」について事務局より説明。

（質疑応答）

<委員>

88 件という多くの意見が寄せられて大変だったかと思うが、市の考え方に対してどれくらいの方が納得されたのか、その反応を教えてください。

<事務局>

本日の審議会でのご意見を踏まえて、これからホームページで公開する予定である。

<委員>

資料 2 の 133 頁「(3) 消費者啓発事業」に「高齢者等、配慮を要する方の見守りとして、支援者への研修なども検討します。」と修正されているが、「見守りとして」がわかりにくい。「見守りを強化するため、支援者への研修をする」あるいは「見守りとしての支援者の研修をする」という意味か。

<事務局>

これは消費生活センターからの意見による修正だが、高齢者等を見守る支援者に対する研修という意味かと思う。

<委員>

見守りをしてくださる支援者を増やしたいということか。

<事務局>

おそらくそういうことかと思われるが、担当課に確認して、わかりやすい表現を検討する。

<委員>

その次に「消費者情報を掲載した広報紙」となっているが、「消費者情報」を掲載するのか。「消費者トラブルに関する情報を周知する」という意味かと思うが、いかがか。

<事務局>

広報紙「ぼけっと」は消費者トラブルだけの広報紙ではなく、消費者全般に関する情報を掲載しており、その中の一部に消費者トラブルの情報も掲載しているのかと思われるが、こちらも確認をさせていただき、必要があれば修正させていただく。

<委員>

資料 2 の 86 頁、「(3) 消費者啓発事業」で、「啓発講座等の開催」と記載されているが、「等」とはどういったものがあるのか、教えていただきたい。

<事務局>

今回のパブリックコメントの意見を頂戴して、「支援者などへの研修を検討する」と追記している。これに伴い啓発講座だけでなく研修もという意味で「等」を追記したと聞いている。

<委員>

そうであれば回数の変更はないのか。

<事務局>

回数の変更は聞いていなかったが、確認する。

<委員>

今回のパブリックコメントの意見、17人で88件というのは今までと比べて多いのか。またその世代別の内訳はどうか。若い世代からの意見もあったのであれば確認をさせていただきたい。

<事務局>

第8期計画の際は50件程度で、現在同時期にパブリックコメントを実施している障がい者の計画では40～50件と聞いているので、それらと比較すると多い。今回は、基金を活用し介護保険料を引き下げてほしいとの意見も多く、それだけ今回の計画に対する関心が高いものと思われる。世代的にはやはり高齢者が多く、事業所等からの意見もある。

<委員>

資料2の134頁「6. 暮らしの環境整備」の「(1)」で「有料老人ホーム等に係る情報連携の推進」と修正されているが、「情報連携」という表現がわかりにくい。「情報共有のための連携」という意味か。

<事務局>

第8期計画で「情報連携の推進」としていて、「情報」が抜けていたので追記したという経緯だが、「情報共有のための連携」とするか、その表記については検討が必要かと思う。

(2) 第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画最終案の検討、承認について

- ・資料2「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画最終案」について事務局より説明。

(質疑応答)

<委員>

資料2の170頁に「老老介護」があって「65歳以上の高齢者が、高齢者の介護をせざるをえない状況」とあるが、その前の168頁には「認知介護」があって「認知症高齢者の介護を認知症である高齢の家族が行う状況」とある。「老老介護」の説明の表現があまり良くないと思う。167頁の「チームオレンジ」の内容はもう少しわかりやすくした方が良いのではないか。「認知症サポーター」についても「日常生活の中で支援する人」とあるが何を支援するのか。そのあたりわかりやすくした方が良いと思う。

<事務局>

用語の解説については、今頂いたご意見も含めて、全般確認させていただき、修正すべきところは修正させていただく。

<委員>

167頁の「認知症」について、最近のテキストでは「脳血管性」でなくて「血管性」と表現されていることが多い。確認して正しい方を表記していただいた方が良いと思う。

<事務局>

確認して正しい表記にさせていただく。

<委員>

166頁に「地域福祉権利擁護事業」が記載されているが、大津市では日常生活自立支援事業ではなく、地域福祉権利擁護事業という言葉を使っているという理解でよろしいか。

<事務局>

確認をさせていただく。

<委員>

163 頁の見出しが「(2) その他の用語」となっているが、その他というのは雑多な感じを受ける。もっと適切な表現がないのか。

<事務局>

どのような表現がいいのか、検討させていただきたいと思う。

<委員>

150 頁の居宅サービス受給者数の表に関して、訪問介護や短期入所生活介護などの延べ人数が年々増加しているが、実質現場では閉鎖する事業所が増えてきている。現場の声としてそういう状況があることをお伝えしたい。

<事務局>

推計については将来の認定者数の推計に、最新のサービス利用率を乗じて算出している。ご意見として承っておきたいと思う。

<委員>

160 頁に「資料編」とあるが、用語の説明だけなら大げさではないか。

<事務局>

最終的には、条例や委員名簿等、他の資料の掲載を予定している。

<委員>

142 頁の「1. 介護人材の確保に係る取組の推進」に関して、①に「若い世代を中心に多くの市民を対象とした啓発活動や多角的な情報発信に取り組みます。」と記載されている。市民一人一人が介護職時代だと思っているので、多角的な情報発信や活動には研修なども入れていただきたいし、みんなが知っているからそのような方向に進んでいくのではないかとと思っているので、ぜひいろいろな研修や発信などの活動をしていただけたらありがたい。

<事務局>

ご意見のとおりだと思う。特に若い世代に対してどのように情報発信していくかが、これから大事になってくると思う。現在取り組んでいることは、若い世代が集まるようなところで啓発イベントを開催し、介護職の方に話をさせていただくことや、介護事業者による中学校への出前講座、さらには市ホームページに総合情報サイトを設けて様々な情報にアクセスできる工夫など、これからも多角的、多世代などをキーワードにして、啓発活動や情報発信に努めてまいりたい。

<会長>

若い人が介護の道に進もうかと思ったときに、ご両親やご兄弟が、それはどうかなと諭したというケースも聞いたことがある。若い世代だけでなく、その周りの家族へも介護の魅力を発信し、天津市独自に介護人材の確保に取り組んでいただきたいと思う。

ほかに、ご意見、ご質問ございませんか。

では、ご意見も出尽くしたと思うので、委員の皆様にお諮りをしたいと思う。介護保険料については令和 6 年 2 月議会において条例改正案を上程した後のこととなるが、第 9 期天津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、ご意見いただいた点を修正のうえで、ご承認いただけるか。

<各委員>

異議なし。

<会長>

では、この内容で確定とさせていただきます。以上で終了とさせていただきます。

4. 事務連絡

- ・これまでの審議への御礼
- ・2月16日、審議会答申予定
- ・3月末に計画書印刷のうえ、各委員に配布予定
- ・地域包括支援センター運営協議会の日程について（3月22日午前）

5. 閉会